

## 令和5年第4回弘前市教育委員会会議録

日時 令和5年3月29日(水)  
午後3時～午後3時10分  
場所 岩木庁舎2階 多目的ホール

### ◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期の決定
- 5 議案の審議  
議案第4号 弘前市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則案  
議案第5号 弘前市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則案
- 6 閉会宣告

### ◇付議事件

議事日程に同じ

### ◇出席委員

1番 吉田 健 委員、2番 日景 弥生 委員、3番 村谷 要 委員、  
4番 柿崎 良樹 委員、5番 齋藤 由紀子 委員

### ◇欠席委員

なし

### ◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 成田 正彦、学校教育推進監 森 尚生、教育総務課長 菅野 洋、  
学校整備課長 高山 知己、学務健康課長 相馬 隆範、  
学校指導課長 鈴木 一哉、教育センター所長 小笠原 恭史、  
生涯学習課長 原 直美、中央公民館長 中川 元伸、  
博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 吉崎 拓美、文化財課長 石岡 博之

### ◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 行方 泰、教育総務課総務係長 藤田 真徳

午後3時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和5年第4回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に2番 日景 弥生 委員と4番 柿崎 良樹 委員を指名いたします。

会期は本日1日としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、議案が2件となっております。

・議案第4号

○教育長（吉田 健） 議案第4号 弘前市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（菅野 洋） 議案第4号 弘前市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則案についてご説明申し上げます。提案理由は、教育委員会が管理する施設の集約化、複合化等の方針に関する事務について、市長の補助機関の職員に補助執行させるため、所要の改正をしようとするものであります。

市では来年度、教育委員会が管理する施設を含む公共施設の集約化、複合化等に係る年次計画の策定に向けて、財務部に属している管財課公共施設マネジメント推進室が中心となり、部局横断的に事務を進めることとしております。従いまして、市で処理する事務のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会の職務権限とされている教育財産の管理に関わる事務について、市長の補助機関の職員に補助執行させるものでございます。なお、ここでは、学校の統廃合に関することは除くものといたします。補助執行させる職員は市財務部長とし、時期は令和5年4月1日からといたします。また、財務部長に補助執行させるものの、教育委員会が所管する施設についての集約化等の計画を進める場合にはこれまでと同様に教育委員会会議に諮ることに変更はございません。

次に、規則の改正内容でございますが、第3条に財務部長の補助執行事務として弘前市財務部長に、「教育委員会が管理する施設の集約化（学校の統廃合

に関することを除く。) 、複合化等の方針に関する事務を補助執行させる。」  
という1条を加えるものです。

説明は、以上であります。

- 教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。
- 2番（日景弥生委員） 大体のことはわかりましたが、例えばどのような施設の集約や複合化が検討されているのか、具体的に教えていただけるともう少し分かりやすいです。
- 学校整備課長（高山知己） 具体的には石川小・中学校で、市役所出張所、公民館、児童館を複合化する工事が現在進められています。また、第二中学校については、現在、設計に着手する前の段階であり、地元町会、学校、保護者向けの説明会を行うなどを行っている状況です。地元の町会等からは勤労青少年ホームや老人福祉センターの代替施設の要望が寄せられています。今後は市管財課のFM推進室で調整して進めるということになります。石川小・中学校の時にはこの方法がうまく機能しませんでしたので、学校整備課が児童館など所管外の施設を調整する必要がありました。今回規則に盛り込むことで、今後は学校を基軸に公共施設を複合化、集約化して整備を進める際の所管が明確になります。来年度の予算には、桔梗野小学校の調査の委託料を計上しておりますが、何らかの施設を複合する際には、財務部で調整できるようになります。
- 2番（日景弥生委員） そうすることで、教育委員会の負担が軽減されるという理解でよろしいのでしょうか。
- 学校整備課長（高山知己） 実際に負担がありましたので、その分は負担が減ります。今回の人事異動で当課から管財課に1名異動になっているということもありますので、これから連携してやっていくという考え方でおります。
- 教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。  
（「なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） 議案第4号を可決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第4号は可決されました。

・議案第5号

- 教育長（吉田 健） 議案第5号 弘前市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。
- 教育総務課長（菅野 洋） 議案第5号 弘前市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則案について、ご説明申し上げます。提案理由は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から国及

び地方公共団体の個人情報保護制度が法に一元化されることとなりますが、これまで教育委員会が取り扱う個人情報の保護等については、市長の例によることとしており、今後、市長と異なる取り扱いとする理由もないことからこの取り扱いを維持するため、所要の改正をするものであります。

これまでは、「弘前市個人情報保護条例第2章の規定による弘前市教育委員会が取り扱う個人情報の保護等については、弘前市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則の例による」としておりましたが、「弘前市個人情報保護条例」及び「弘前市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則」は廃止されることから、4月1日からは「個人情報の保護に関する法律」及び新たに制定される「弘前市個人情報の保護に関する法律施行条例」の規定による弘前市教育委員会が取り扱う個人情報の保護等については、新たに制定される「弘前市個人情報の保護に関する法律施行細則」の例によるものと改正するものでございます。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第5号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号は可決されました。

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和5年第4回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後3時10分 閉会

---

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係長 藤田 真徳

弘前市教育委員会

教育長 吉 田 健

署名者 日 景 弥 生

署名者 柿 崎 良 樹